

えにわ応援商品券 2025 参加事業者募集のご案内

恵庭市では、物価高騰の影響を受けた生活者に対する支援として、全市民を対象に、1冊2,500円相当の商品券（最大3,000円で利用可能）を配布いたします。

「えにわ応援商品券 2025」を取り扱っていただける事業者を募集します。

※商品券の取り扱いには、恵庭市への事前登録が必要です。

＜商品券の事業概要＞

【商品券の配布】

- ・全市民を対象に1冊2,500円相当（500円券×5枚）の商品券（最大3,000円で利用可能）を配布します。
- ・大規模店舗で利用する場合は1枚500円分、特定店舗で利用する場合は1枚600円分として、利用できます。

※本事業で規定する「大規模店舗」とは、大規模小売店舗立地法に準じる大型店舗であり、かつ本店が市外に所在する店舗を指します。「特定店舗」は、上記「大規模店舗」以外の店舗を指します。

【商品券の利用期間】※予定

2025（令和7）年11月上旬～2026（令和8）年3月31日（火）

【事業者の参加資格】

- ・市内に事業所があり、一般消費者を対象とした商品・サービスを取り扱う事業者を対象とします。
- ※金融業、風俗業の他、反社会勢力との関係を有する又は公序良俗に反する事業者は除きます。

【申込方法】

参加申込書を電子申請、若しくは下記問合せ先まで郵送・メール・ファックスにて送付するか、窓口までご持参ください。

申込書は問合せ先窓口で配布している他、市のホームページからもダウンロードできます。

※申込受付は随時行っています。9月10日（水）までに申込みいただいた事業者につきましては、全市民に商品券を配布する際の事業者一覧に掲載する予定です。

また、申込みいただいたすべての事業者は、今後開設予定の「えにわ応援商品券 2025 チケット特設サイト」にて、商品券利用可能店舗として周知させていただきます。

【商品券の換金】※調整中

- 換金申込期間 2025（令和7）年11月上旬～2026（令和8）年4月中旬（必着）

※入金日は月2回を予定しています。

※換金申込期間を過ぎた場合、商品券の換金はできません。

- 換金方法 恵庭市経済部商工労働課（任意の封筒にて送付）

※支払いは参加申込の際、ご指定いただく口座への振込に限ります（現金払い不可）。

※参加されたすべての事業者の換金を恵庭市が行います。

詳細は登録事業者決定通知送付時にお知らせいたします。

【その他】

- ・換金申込書等の必要書類については、参加事業者決定通知と共に送付いたします。
- ・市ホームページにて随時情報公開いたします。ご不明な点は、下記問合せ先までご連絡ください。

【お問合せ先】

恵庭市経済部 商工労働課

TEL：0123-33-3131（内線 3331,3332） FAX：0123-33-3137

E-mail：shoukouroudou@city.eniwa.hokkaido.jp

市ホームページ QR

